

高知大学学び創造センター教育企画部門四国地区国立大学連合

アドミッションセンター高知大学サテライトオフィス規則

令和4年9月29日

規則第42号

最終改正 令和6年3月29日規則第91号

(趣旨)

第1条 高知大学学び創造センター規則第15条第2項の規定に基づき、四国地区国立大学連合アドミッションセンター高知大学サテライトオフィス（以下「高知大学サテライトオフィス」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 高知大学サテライトオフィスは、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学及び高知大学の緊密な連携の下で、四国地区国立大学連合アドミッションセンターの設置とアドミッション・オフィス入試の共同実施により、地区全体で学生の質保証を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 高知大学サテライトオフィスは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 愛媛大学に置かれる四国地区国立大学連合アドミッションセンター並びに徳島大学、鳴門教育大学及び香川大学に置かれるサテライトオフィスと一体的に入学志願者の資質や適性を総合的に評価するアドミッション・オフィス入試等（以下「新入試」という。）の企画及び実施準備に関すること。
- (2) 新入試の広報に関すること。
- (3) 新入試に係る出願者の選考業務に関すること。
- (4) 新入試に係る入学予定者の入学前教育に関すること。
- (5) 新入試に係る入学者の成績等の追跡に関すること。
- (6) 高大接続及び入試制度に関する調査・分析に関すること。
- (7) 共同実施を円滑に実施するための大学内の調整に関すること。
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 高知大学サテライトオフィスに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) アドミッションオフィサー
- (2) 兼務教員
- (3) 高知大学サテライトオフィス職員

2 アドミッションオフィサーは、高知大学サテライトオフィスの業務を掌理する。

3 兼務教員及び高知大学サテライトオフィス職員は、高知大学サテライトオフィスの業務を処理し、従事する。

4 第1項に掲げる職員は、学長が指名し、任命する。

(委員会)

第5条 高知大学サテライトオフィスの円滑な運営を図るため、その運営に関する委員会を置くことができる。

(事務)

第6条 高知大学サテライトオフィスに関する事務は、広報・校友課及び学務部入試課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、高知大学サテライトオフィスの運営に関し必要な事項は、アドミッションオフィサーが別に定める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第91号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。